

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

事業所名	JA 千葉厚生連介護サービス居宅介護支援事業所
事業所指定番号	1270100207号
所在地	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
管理者	長田 かな子
連絡先	電話：043-245-7489 FAX：043-244-3221
サービス提供地域	千葉市全域
法人名	千葉県厚生農業協同組合連合会
所在地	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
連絡先	電話：043-245-7489
代表者氏名	代表理事長 松元 善一

## 2. 職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1 名
居宅介護支援専門員	2 名
事 務 員	1 名

## 3. 営業日・営業時間

月曜日～金曜日 9時～17時

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始は休業です。

## 4. 事業の目的と運営方針

### (目的)

利用者が要介護状態となった場合においても、適正な居宅介護サービスを提供することで、利用者及び家族が安心して日常生活が営めることを事業の目的とします。

### (運営方針)

- (1) 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき適切なサービス等が総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行います。
- (2) 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 地域福祉の向上のため、市町村、千葉市あんしんケアセンター、サービス事業者、医療機関等と密接に連携し、サービスが適正かつ円滑に行われるよう支援します。
- (4) 介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を設けます。

(5) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を図ります。指針を整備して、従業者に対し、定期的に研修を実施します。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(6) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに千葉県あんしんケアセンターに通報するものとします。

(7) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための、計画(業務継続計画)を策定します。

## 5. 居宅介護支援の内容（重要事項説明書別紙1参照）

### 6. サービス利用料金等

#### (1) 料金について（重要事項説明書別紙2参照）

要介護認定を受けた方は、介護保険で全額給付されますので、居宅介護支援費の費用負担はありません。

但し保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となる場合があります。その場合は当事業所が発行する提供証明書をもって、お住いの市区町村窓口へ提出くださいますと、後日全額払戻を受けることができます。

#### (2) 交通費

通常のサービス提供地域では交通費その他の費用も利用料金に含まれるものとします。サービス提供地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

#### (3) 解約料

利用者はケアマネジャーや居宅支援事業所の変更を申し出ることができます。その際解約料は一切かかりません。

## 7. 秘密の保持

(1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

(2) 事業者はあらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で個人情報を用いることができるものとします。

## 8. 緊急時の対応

事業者はサービス事業所から緊急の連絡があった場合は、あらかじめ確認した連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 9. 事故発生時の対応

事故発生時には管理者および上長に報告し、敏速な対応を行います。必要に応じ市町村（保険者）に報告いたします。

## 10. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所相談窓口	担当者 長田 かな子 TEL 043-245-7489
千葉市あんしんケアセンター	TEL
千葉市 区役所 高齢障害支援課 介護保険室	TEL
国民健康保険団体連合会	TEL 043-254-7428

私は、本書面に基づいて重要事項説明書及び別紙の説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄： \_\_\_\_\_ )

説明者 所属事業所 JA 千葉厚生連介護サービス居宅介護支援事業所

介護支援専門員氏名 \_\_\_\_\_ 印

**(重要事項説明書別紙 1)**

## 居宅介護支援業務の内容説明書

### 1. 居宅介護支援サービスの内容

- (1) 介護支援専門員は居宅サービス計画（ケアプラン等）の作成の為自宅を訪問し、利用者及び家族と面接し、日常生活の状況や身体状況、希望を聞き取り課題分析（アセスメント）を行います。
- (2) ケアプランに位置付けるサービス事業所は、偏りなく公正中立に複数の事業所を紹介し選定理由を説明した上で、利用者又は家族の選択に基づき決定します。  
(重要事項説明書別紙 3 参照)
- (3) 作成したケアプランは利用者又は家族に説明し、同意を得た上でサービス利用を開始します。
- (4) サービス開始後、原則毎月 1 回は利用者宅を訪問し、利用者の生活状況やサービス実施の状況を把握しサービス利用表を発行します。
- (5) 利用した介護保険サービスの給付管理に関する一連の業務を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- (6) ケアプラン内容やサービス事業者の変更を希望される場合は速やかに対応し、サービス提供事業者等への連絡調整を行います。
- (7) 介護保険証の更新時や利用者がケアプランの変更を希望した時など、ケアプランの見直しが必要になった時は、新たなアセスメントを行い利用者とサービス事業者等参加の会議を開催、もしくは会議に準ずる照会を行い広く専門的な意見を聞き新しいケアプランを作成します。
- (8) 利用者、家族の依頼があった時は介護保険証の更新申請や、区分変更等に係る区役所の手続きを代行します。
- (9) 居宅介護支援サービスに関する苦情、居宅サービス計画に基づいて提供された居宅介護サービスに関する苦情につきましては、迅速に対応いたします。
- (10) サービス事業者等から受ける口腔に関する問題や服薬状況の報告、介護支援専門員自身が把握した必要な利用者の情報を、利用者の同意を得た上で、主治医等に提供します。
- (11) 入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えください。退院に向けて円滑なサービス調整ができるよう連携いたします。

### 2. 担当の介護支援専門員

担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。  
担当者が変更になる場合は、お知らせします。

JA 千葉厚生連介護サービス居宅介護支援事業所		事業所番号 1270100207	
介護支援専門員		連絡先	043-245-7489

**（重要事項説明書別紙2）**

**（1）利用料金（利用料・加算には地域加算3級地11.05を乗じます）**

基本サービス	要介護度状態区分	単位
居宅介護支援費	要介護1・2	1086単位
	要介護3・4・5	1411単位
<p>※正当な理由なく適正な居宅介護支援が行われていない場合は50%の減算となります。            運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は、上記単位数の算定ができません。            ※業務継続計画未実施の場合や、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、1%の減算となります。</p>		
加算サービス	該当要件（対象月のみ）	単位
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した月	300単位
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行った場合	50単位
入院時情報連携加算Ⅰ	病院又は診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合（入院日以前の情報提供を含む）	250単位
入院時情報連携加算Ⅱ	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に必要な情報提供を行った場合	200単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	600単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し主治医及び居宅介護サービス計画に位置付けたサービス事業者へ提供した場合算定	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位

(重要事項説明書別紙3)

当該事業所の前6月間(令和7年9月~令和8年2月)に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

(1) 各サービスの利用割合

訪問介護	27.28 %
通所介護	39.40 %
地域密着型通所介護	21.22 %
福祉用具貸与	87.88 %

(2) 各サービスごとの、同一事業所によって提供されたサービス割合

訪問介護	通所介護
1. JA 千葉厚生連介護サービス訪問介護事業所 33.34%	1. イリーゼ千葉新宿ディサービスセンター 23.08%
イリーゼ千葉新宿訪問介護センター 33.34%	ディサービスセンター-carelabo 院内 23.08%
2. ニチイケアセンター西千葉 22.23%	2. ヒューマンライフケア院内の湯 ツクイ千葉みなと 町 15.39%
3. ヘルパーステーションみつつの輪 11.12%	3. 次世代型ディサービス RIZE 7.70%
	ディサービス白雲 7.70%
	しょうじゅ美浜ディサービスセンター 7.70%
地域密着型通所介護	福祉用具貸与
1. いく歩ディサービス椿森 57.15%	1. パナソニックエイジフリーショップ千葉西 27.59%
2. 柏戸ディサービスセンター 42.86%	2. カインドクルー 17.25%
3. なし	3. 株式会社ヤマシタ千葉緑営業所 10.35%